

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

<p>路 線 名</p>	<p>秩父多摩甲斐国立公園三峰線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市大滝字大久保芋平三八五四番 一地从り同市大滝字大久保芋平三八五四番一地从りまで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年七月三十日午後五時</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年一月二十五日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長七四・八〇メートル</p>